

嶺南広域行政組合財政状況公表条例

平成 9 年 7 月 1 日
条 例 第 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条により準用する同法第 2 4 3 条の 3 第 1 項の規定により、嶺南広域行政組合の財政状況に関する文書（以下「財政状況」という。）の作成及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。
(公表の期日)

第 2 条 財政状況の公表は、次の区分によりこれを行う。

4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの分 1 2 月 1 日

1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までの分 8 月 1 日

2 天災その他避けることができない事故により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、管理者は事故の止んだときから 1 箇月以内においてその期日を定めて、これを公表しなければならない。

(公表の要領)

第 3 条 前条第 1 項の規定により公表する財政状況は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 歳入歳出予算の執行状況

(2) 財産、公債及び一時借入金の現在高

(3) その他管理者において必要と定める事項

2 前条第 1 項の規定により 8 月 1 日に公表する財政状況においては、前項各号に掲げる事項を記載するとともに前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第 4 条 財政状況の公表は、嶺南広域行政組合公告式条例（平成 9 年嶺南広域行政組合条例第 4 号）の定めるところにより行う。

(閲覧)

第 5 条 財政状況は、前項の規定によるほか、何人も、公表の日から 6 箇月間、嶺南広域行政組合事務局において閲覧することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、財政状況の作成及び公表の手続きに関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。